

申請手数料表

株式会社 確認サービス

URL <http://www.kakunin-s.com>

■ 確認検査業務手数料（非課税）

1. 業務区域 : 全国
2. 対象建築物等 : 建築基準法第 6 条第 1 項第 1 号から第 4 号に掲げる建築物、建築基準法施行令第 138 条で指定する工作物、
建築基準法施行令第 146 条で指定する建築設備、建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の規定による認定
但し、北海道（札幌市を除く。）、青森県、岩手県、宮城県（仙台市を除く。）、秋田県、山形県、福島県、東京都（島
しょ部に限る。）、新潟県（新潟市を除く。）、富山県、石川県（金沢市を除く。）、福井県、長野県、鳥取県、島根県、
岡山県（岡山市を除く。）、広島県（広島市を除く。）、山口県、徳島県、香川県、愛媛県（松山市を除く。）、高知
県、福岡県（北九州市及び福岡市を除く。）、佐賀県、長崎県、熊本県（熊本市を除く。）、大分県、宮崎県、鹿児
島県及び沖縄県の全域は、一棟あたりの申請延べ面積 2,000 m²以上の建築物並びに当該建築物と同一敷地内にある
建築物、工作物及び建築設備とする。
3. 手数料は、申請部分の床面積の合計及び主要用途種別①～④により定めています。

(表—1)

種 別	主 要 用 途
①	建築基準法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物及び建築基準法第 68 条の 11 に定める「型式部材等製造者の認証」を受けた建築物。ただし、構造審査を行う必要があるものは②とする。
②	①以外の一戸建て住宅、長屋住宅及び共同住宅(併用住宅は住宅部分の床面積が 1/2 以上のものに限る)
③	①以外の事務所、倉庫、配送センター、車庫、工場及び店舗(地上 1 階建ての、物品販売店、飲食店、サービス業その他これらに類するものに限る)
④	①～③以外のもの

◆ 確認申請手数料

● 審査手数料

(建築物) (表—2)

単位 : 円

申請部分の床面積の合計	主 要 用 途 種 別			
	①	②	③	④
100 m ² 以内	18,000	30,000	30,000	44,000
100 m ² を超え 200 m ² 以内	28,000	40,000	40,000	70,000
200 m ² を超え 500 m ² 以内	38,000	72,000	72,000	94,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以内	48,000	150,000	100,000	200,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以内		200,000	190,000	320,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以内		300,000	240,000	380,000
3,000 m ² を超え 4,000 m ² 以内		400,000	290,000	450,000
4,000 m ² を超え 5,000 m ² 以内		500,000	340,000	520,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以内		600,000	450,000	700,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以内		800,000	600,000	900,000
20,000 m ² を超え 30,000 m ² 以内		1,000,000	700,000	1,000,000
30,000 m ² を超え 40,000 m ² 以内		1,100,000	750,000	1,200,000
40,000 m ² を超え 50,000 m ² 以内		1,200,000	800,000	1,400,000
50,000 m ² を超え 100,000 m ² 以内		1,600,000	1,000,000	1,800,000
100,000 m ² を超え 200,000 m ² 以内		2,400,000	1,500,000	2,500,000
200,000 m ² を超える		2,800,000	1,800,000	3,000,000

(建築設備・工作物) (表—3)

単位 : 円

	小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外
昇 降 機	15,000/1 基	19,000/1 基	38,000/1 基
	令第 138 条第 1 項の工作物		令第 138 条第 2 項及び第 3 項の工作物
工 作 物	26,000/1 基		33,000/1 基

- 報奨金の対象は、500㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物の審査手数料となります。
- 天空率、避難安全検証法、耐火性能検証法による申請手数料は、該当する審査手数料の2割を加算します。ただし、避難安全検証法又は耐火性能検証法に係る大臣認定を受けた場合は除きます。
- 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 構造性能評価、構造安全審査を受けたものの申請手数料は、該当する審査手数料の2割を減額します。
- 同一棟増築の申請手数料は、増築部分の床面積に既設部分の床面積の1/2を加算した面積が手数料算定面積となります。ただし、主要用途種別①は除きます。
- 計画変更確認申請の手数料は、原則として平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の1に示す方法で算定します。
- 他の機関で確認を受けたものの計画変更確認申請は、新しい確認申請とみなし(元の申請部分の床面積を含める)手数料を算定します。
- 用途変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替の申請手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟)の床面積の1/2を加算した面積が手数料算定面積となります。
- 昇降機単独(設置する建築物の確認申請を弊社で行っていないもの、又は建築物の増築確認申請を伴わない増設等)の申請手数料は、1申請につき20,000円を加算します。
- 工事区域内に数ヶ所または数種類の工作物がある場合は、1申請であっても1基ごとの手数料の加算になります。
- 建築物に設置する工作物の申請手数料は、設置する建築物の床面積の1/2の審査手数料を加算します。ただし、建築物の確認申請を当社で同時に行っている場合は除きます。
- 令第138条の工作物で高さが15mを超えるもの、又は水平若しくは垂直投影面積で最大の面積が50㎡を超えるものは、(表-2)の床面積を水平若しくは垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数料を適用します。
- 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転、運動等が伴うもの)は、任意の構造安全審査の評定書を添付してください。
- エキスパンジョイント等により構造別棟とみなす場合、または複数棟の建築物の構造審査が必要な場合は、2棟目から1棟を増ごとに審査手数料の1割(加算額の上限は確認審査手数料表の100㎡以内欄の額)を加算します。ただし、確認申請床面積の合計が1,000㎡以下は除きます。
- 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数料の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。
- 一の建築物の中に複数の主要用途種別が混在する場合は、原則として主要用途種別④の手数料を適用します。
- 増築等の計画で耐震診断・補強に関する図書を添付する場合は、当社耐震評定委員会その他第三者機関による評定書を添付してください。

◆ 中間検査申請手数料

(建築物) (表-4)

単位：円

申請部分の床面積の合計	主 要 用 途 種 別	
	①	② ③ ④
100㎡以内	22,000	40,000
100㎡を超え200㎡以内	30,000	54,000
200㎡を超え500㎡以内	45,000	72,000
500㎡を超え1,000㎡以内	65,000	120,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		200,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		250,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		300,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		350,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内		450,000
10,000㎡を超える		600,000

- 中間検査の申請部分の床面積は、平成11年4月28日付建設省住指発第202号通達の第4の2に示す方法で算定します。
- 報奨金の対象は、500㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物とします。
- 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 工区を分けて中間検査を受ける場合は、工区ごとに中間検査申請及び中間検査申請手数料が必要になります。ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 当社で確認済証を交付していない建築物等の中間検査の手数料は、審査手数料(表-2)を加算します。
- 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料の1/2に相当する額が追加となります。

◆ 完了検査申請手数料

(建築物) (表-5)

単位：円

申請部分の床面積の合計	主要用途種別			
	①	②	③	④
100㎡以内	24,000	36,000	36,000	40,000
100㎡を超え200㎡以内	32,000	40,000	40,000	55,000
200㎡を超え500㎡以内	44,000	48,000	48,000	70,000
500㎡を超え1,000㎡以内	62,000	100,000	110,000	170,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		150,000	150,000	250,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		250,000	190,000	300,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		300,000	220,000	350,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		350,000	250,000	400,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内		450,000	300,000	550,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内		600,000	420,000	700,000
20,000㎡を超え30,000㎡以内		700,000	500,000	800,000
30,000㎡を超え40,000㎡以内		800,000	600,000	900,000
40,000㎡を超え50,000㎡以内		900,000	700,000	1,000,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内		1,200,000	900,000	1,400,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内		1,900,000	1,200,000	1,900,000
200,000㎡を超える		2,200,000	1,500,000	2,300,000

(建築設備・工作物) (表-6)

単位：円

		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外
昇降機	5基以下	18,000/1基	24,000/1基	60,000/1基
	6基以上9基以下	15,000/1基	20,000/1基	48,000/1基
	10基以上	14,000/1基	18,000/1基	42,000/1基
		令第138条第1項の工作物		令第138条第2項及び第3項の工作物
工作物(1件につき)		47,000/1基		47,000/1基

- 報奨金の対象は、500㎡以下の型式適合認定・型式部材等製造者の認証を受けた建築物及び4号建築物とします。
- 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)による確認申請を行ったものの完了検査申請手数料は、該当する手数料の2割を加算します。
- 一団地の総合的設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の申請手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
- 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
- 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表-5)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積によみかえ主要用途種別④の手数を適用します。
- 当社で確認済証を交付していない建築物等の完了検査手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
- 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料の1/2に相当する額が追加となります。
- 主要用途種別が同一申請敷地内に混在する場合の手数の算定は、主要用途のうち最大床面積の種別により全体を算出した額と主要用途種別の床面積ごとに手数料を算出した合計額を比較し、廉価を採用します。
- 表-6中の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地及び同日に完了検査を行う基数の合計数です。
- 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物の表-5中の申請部分の床面積の合計は、申請部分の床面積の合計から仮使用認定されている部分の床面積を除いた床面積とします。
- 当社で適合判定通知書等を交付している建築物の完了検査手数料は、(表-5)の手数の2割を加算します。
- 当社以外で適合判定通知書等の交付を受けている建築物の完了検査手数料は、(表-5)の手数の2割+省エネ適合性判定審査手数料を加算します。

* 適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)、大臣認定書をいう。

◆ 仮使用認定申請手数料（仮使用認定手数料には現場検査も含まれます）

（建築物）（表-7-1）

単位：円

申請部分の床面積の合計	主要用途種別			
	①	②	③	④
100㎡以内	24,000	36,000	36,000	40,000
100㎡を超え200㎡以内	32,000	40,000	40,000	55,000
200㎡を超え500㎡以内	44,000	48,000	48,000	70,000
500㎡を超え1,000㎡以内	62,000	100,000	110,000	170,000
1,000㎡を超え2,000㎡以内		150,000	150,000	250,000
2,000㎡を超え3,000㎡以内		250,000	190,000	300,000
3,000㎡を超え4,000㎡以内		300,000	220,000	350,000
4,000㎡を超え5,000㎡以内		350,000	250,000	400,000
5,000㎡を超え10,000㎡以内		450,000	300,000	550,000
10,000㎡を超え20,000㎡以内		600,000	420,000	700,000
20,000㎡を超え30,000㎡以内		700,000	500,000	800,000
30,000㎡を超え40,000㎡以内		800,000	600,000	900,000
40,000㎡を超え50,000㎡以内		900,000	700,000	1,000,000
50,000㎡を超え100,000㎡以内		1,200,000	900,000	1,400,000
100,000㎡を超え200,000㎡以内		1,900,000	1,200,000	1,900,000
200,000㎡を超える		2,200,000	1,500,000	2,300,000

1. 主要用途種別①は、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる建築物を除きます。
2. 当社で仮使用認定通知書を交付している建築物は、完了検査手数料の割引があります。

（建築設備・工作物）（表-7-2）

単位：円

		小荷物専用昇降機	型式部材等製造者認証 を受けたもの	左記以外
昇降機	5基以下	18,000/1基	24,000/1基	60,000/1基
	6基以上9基以下	15,000/1基	20,000/1基	48,000/1基
	10基以上	14,000/1基	18,000/1基	42,000/1基
		令第138条第1項の工作物		令第138条第2項及び第3項の工作物
工作物(1件につき)		47,000/1基		47,000/1基

1. 避難安全検証法(評定・大臣認定を含む)による確認申請を行ったものの仮使用認定手数料は、該当する手数料の2割を加算します。
2. 一団地の総合的・設計、連担建築物設計制度等の一敷地複数棟の仮使用認定手数料は、棟ごとの該当する手数料の合計とします。
3. 地域割増手数料・料金地域表(表-19)に示す市町村等は、それぞれの地域割増手数料を加算します。
4. 令第138条第2項第2号及び第3号に掲げる工作物で、投影面積が10㎡を超えるものまたは高さが4mを超えるものは、(表-7-1)の床面積を水平又は垂直投影面積で最大の面積によりみかえ主要用途種別④の手数を適用します。
5. 当社で確認済証を交付していない建築物等の仮使用認定手数料は、審査手数料(表-2、3)を加算します。
6. 再検査(同一検査申請に係る検査が2回以上となる場合)は、原則として1回目の検査手数料の1/2に相当する額が追加となります。
7. 主要用途は、仮使用部分の用途ではなく、仮使用部分を含む建築物全体の主要用途とします。
8. 表-3中の昇降機の基数は、昇降機が設置される建築物及び昇降機の確認申請を弊社で行っており、同一昇降機メーカー、同一申請地及び同日に仮使用認定検査を行う基数の合計数です。
9. 当社で適合判定通知書等を交付している建築物の仮使用認定申請手数料は、(表-7-1)の手数の2割を加算します。
10. 当社以外で適合判定通知書等の交付を受けている建築物の仮使用認定申請手数料は、(表-7-1)の手数の2割+省エネ適合性判定審査手数料を加算します。

* 適合判定通知書等とは、省エネ適合性判定通知書、低炭素認定書、性能向上計画認定書(建築物省エネ法第30条)、大臣認定書をいう。

■地域割増手数料・料金(非課税)

地域割増手数料・料金地域表

(表-19)

単位:円

地域名	割増額	対象地域			
		岐阜県	静岡県	愛知県	三重県
A 地域	14,000	御嵩町の都市計画区域内			いなべ市の都市計画区域内
B 地域	26,000	恵那市 郡上市 中津川市 八百津町の都市計画区域内	都市計画区域外	都市計画区域外	亀山市 鈴鹿市 松阪市 津市 明和町 多気町 菟野町の都市計画区域内
C 地域	38,000	下呂市 高山市 飛騨市			伊賀市 伊勢市 志摩市 尾鷲市 熊野市 鳥羽市 名張市 玉城町 御浜町 紀北町 南伊勢町
		都市計画区域外			都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
A 地域	14,000	坂戸市 日高市 加須市 羽生市 深谷市 幸手市 鶴ヶ島市 東松山市 川島町 杉戸町 宮代町 吉見町の都市計画区域内	印西市 佐倉市 八街市の都市計画区域内		横須賀市 逗子市 葉山町の都市計画区域内
B 地域	26,000	飯能市 本庄市 小川町 越生町 神川町 上里町 滑川町 鳩山町 美里町 寄居町 嵐山町 毛呂山町 ときがわ町の都市計画区域内	市原市 成田市 富里市 袖ヶ浦市 木更津市 酒々井町の都市計画区域内	都市計画区域外	相模原市の一部(緑区の一部※1) 三浦市 愛川町の都市計画区域内 都市計画区域外
C 地域	38,000	秩父市 長瀬町 皆野町 横瀬町 小鹿野町 東秩父村	旭市 いすみ市 勝浦市 香取市 鴨川市 君津市 山武市 匝瑳市 館山市 銚子市 東金市 富津市 茂原市 大網白里市 一宮町 御宿町 芝山町 白子町 多古町 長南町 東庄町 栄町 横芝光町 九十九里町 長生村		
		都市計画区域外	都市計画区域外		

※1 相模原市緑区の一部とは、旧城山町、旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町です。

地域名	割増額	対象地域			
		茨城県	栃木県	群馬県	山梨県
A 地域	14,000	下妻市 常総市 坂東市 かすみがうら市 八千代町の都市計画区域内	小山市の都市計画区域内		都留市 大月市 身延町 西桂町 上野原市 富士河口湖町の都市計画区域内
B 地域	26,000	水戸市 古河市 石岡市 結城市 笠間市 筑西市 桜川市 小美玉市 境町 五霞町の都市計画区域内	下野市 足利市 栃木市 佐野市 真岡市 宇都宮市 上三川町 壬生町 野木町の都市計画区域内	前橋市 高崎市 太田市 館林市 藤岡市 富岡市 安中市 伊勢崎市 玉村町 板倉町 明和町 大泉町 邑楽町 千代田町の都市計画区域内	甲府市 山梨市 甲斐市 笛吹市 甲州市 中央市 昭和町 市川三郷町 富士川町の都市計画区域内
C 地域	38,000	日立市 鹿嶋市 潮来市 神栖市 行方市 鉾田市 高萩市 常陸太田市 那珂市 ひたちなか市 北茨城市 常陸大宮市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 河内町 利根町 稲敷市	鹿沼市 日光市 矢板市 那須烏山市 さくら市 那須塩原市 大田原市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 塩谷町 那須町 高根沢町 那珂川町	桐生市 沼田市 渋川市 みどり市 下仁田町 甘楽町 草津町 吉岡町 中之条町 東吾妻町 長野原町 みなかみ町 榛東村	韮崎市 南アルプス市
		都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外	都市計画区域外

地域名	割増額	対象地域			
		滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
A 地域	14,000	近江八幡市 東近江市 彦根市 米原市 野洲市 長浜市 竜王町 豊郷町 愛荘町 の都市計画区域内	亀岡市 井手町 の都市計画区域内		太子町 西脇市 姫路市 福崎町 の都市計画区域内
B 地域	26,000	甲良町 多賀町 甲賀 市 日野町 の都市計画区域内	綾部市 南丹市 福知山 市 笠置町 和束町 京 丹波町 宇治田原町 南 山城村 の都市計画区域内		相生市 朝来市 宍粟市 丹波市 たつの市 篠山 市 佐用町 赤穂市 淡路市 洲本市 上郡町 南あわじ市 市川町 神河町 多可町 の都市計画区域内
C 地域	38,000	高島市	舞鶴市 宮津市 京丹後 市 与謝野町 伊根町		養父市 豊岡市 香美 町 新温泉町
		都市計画区域外	都市計画区域外		

地域名	割増額	対象地域	
		奈良県	和歌山県
A 地域	14,000	香芝市 橿原市 葛城市 御所市 桜井市 天理市 王寺町 河合町 上牧町 広陵町 三宅町 安堵町 斑鳩町 三郷町 平群町 川西町 田原本町 大和高田市 の都市計画区域内	和歌山市 岩出市 紀の 川市 の都市計画区域内
B 地域	26,000	高取町 大淀町 明日 香村 五條市 の都市計画区域内	有田市 海南市 紀美野 町 九度山町 橋本市 かつらぎ町 の都市計画区域内
C 地域	38,000	曾爾村 御杖村 川上村 十津川村 上北山村 山添村 宇陀市 吉野町 野迫川村 東吉野村 下北山村 黒滝村 天川 村 下市町	高野町 有田川町 広川 町 湯浅町 由良町 日 高町 美浜町 御坊市 新宮市 田辺市 印南町 白浜町 串本町 太地町 すさみ町 那智勝浦町 古座川町 上富田町 日高川町 みなべ町 北山村
		都市計画区域外	都市計画区域外

割増額	対象地域
別途見積もり	北海道、青森県、岩手 県、宮城県、秋田県、山 形県、福島県、東京都 (島しょ部に限る。)、新潟 県、富山県、石川県、福 井県、長野県、鳥取県、 島根県、岡山県、広島 県、山口県、徳島県、香 川県、愛媛県、高知県、 福岡県、佐賀県、長崎 県、熊本県、大分県、宮 崎県、鹿児島県及び沖縄 県の 全域

1. 確認検査(建築物)、建設住宅性能評価、適合証明現場検査等を同時に行う場合、1つの検査のみ地域割増手数料を加算します。ただし、建築物の規模により、2つ以上の検査に加算することがあります。
2. 同一敷地内で一度に複数の昇降機完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
3. 同一敷地(街区)内で一度に複数の工作物完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
4. 同一敷地内で一度に建築物と工作物の完了検査を同じ日時に行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。
5. 同一団地内で一度に複数の戸建て住宅の検査を行う場合、地域割増手数料は1件分のみとします。ただし、申請者の都合により別々に検査を行うように変更となった場合には、追加検査回数分地域割増手数料を追加します。